平成二十七年三月三十一日	同年一月から三月までの組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同年一月から三月までの掛金の標準となった給料をいい、任意継続組合員にあっては同年一月から三月までの新令第四十八条第三項の規定により任意継続組合員にあっては同年一月から三月までの標準となった額とし、特例退職組合員にあっては同年一月から三月までの法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となった額とする。）の額に新令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と同年一月から三月までの組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同年一月から三月までの掛金の標準となった期末手当等をいう。）の総額との合計額に旧令附則第三十条の二の二第三項の規定により平成二十六年度分として払い込むべき拠出金に係る同項に規定する市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額

3　指定都市職員共済組合（施行日の前日において旧法附則第十四条の四第一項の規定により指定されているものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる期限までに、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を、特例拠出金として市町村連合会に払い込まなければならない。

平成二十六年十二月三十一日	同月の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員、特例退職組合員及び特例継続組合員を除く。以下この表において同じ。）の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同月の掛金の標準となった給料をいう。）の額に新令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と同月の組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同月の掛金の標準となった期末手当等をいう。）の総額との合計額に旧令附則第三十条の二の三第二項の規定により平成二十六年度分として払い込むべき拠出金に係る同項に規定する総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額
平成二十七年三月三十一日	同年一月から三月までの組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同年一月から三月までの掛金の標準となった給料をいう。）の額に新令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と同年一月から三月までの組合員の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により同年一月から三月までの掛金の標準となった期末手当等をいう。）の総額との合計額に旧令附則第三十条の二の三第三項の規定により平成二十六年度分として払い込むべき拠出金に係る同項に規定する総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額

4　指定都市職員共済組合の短期給付に要する費用の負担に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、平成二十六年度における同条第一項に規定する短期給付に要する費用には、第二項の特例拠出金を含むものとする。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十九号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四十三号を第四十四号とし、第六号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　百円の貨幣のうち新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行するもの

（平成二十七年九月三十日までの国家公務員共済組合法の特例）

第六条　施行日から一元化法施行日の前日までの間における国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条の二の規定の適用については、同条第三項中「地方の組合に」とあるのは、「地方の組合（同法第三条第一項第五号に規定する指定都市職員共済組合を除く。）に」とする。

（平成二十七年九月三十日までの国家公務員共済組合法施行令の特例）

第七条　施行日から一元化法施行日の前日までの間における国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十六条の規定の適用については、同条中「地方の組合（同法第三条第一項第五号に規定する指定都市職員共済組合を除く。）に」とする。

（平成二十七年九月三十日までの国民年金法施行令の特例）

第八条　施行日から一元化法施行日の前日までの間における国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条、第二条及び第十五条の規定の適用については、同令第一条第一項中「組織する共済組合」とあるのは「組織する共済組合（指定都市職員共済組合を除く。）」と、同条第二項中「組織するもの」とあるのは「組織するもの（指定都市職員共済組合を除く。）」と、同令第二条第二項及び第十五条第一項中「組織する共済組合」とあるのは「組織する共済組合（指定都市職員共済組合を除く。）」と、同条第三項中「組織するもの」とあるのは「組織するもの（指定都市職員共済組合を除く。）」とする。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第九条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「並びに附則第三十条の二第一項」を「並びに地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二」に、「新地共済令附則第三十条の二第一項」を「地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　下村　博文

内閣総理大臣　安倍　晋三